

令和6年度
横浜市環境衛生業務実施結果



横浜市保健所

環境衛生業務実施結果目次

	項目	ページ
I	はじめに	2
II	実施期間	2
III	重点取組事項	3
1	レジオネラ症防止対策の推進	3
2	インバウンド需要の回復に対応する 環境衛生対策の推進【蚊媒介感染症対策】	5
	インバウンド需要の回復に対応する 環境衛生対策の推進【民泊施設の衛生対策】	7
3	改正旅館業法に基づく適正な施設運営に 関する周知啓発	8
4	公衆浴場・旅館業施設における浴場設備の 維持管理指導	9
IV	監視指導業務	10
V	感染症対策業務	16
VI	環境衛生関係の相談対応や啓発	18
VII	自主衛生管理の推進	19
VIII	調査・啓発事業	19
IX	今後の取組について	19



令和6年度 横浜市環境衛生業務実施結果

I はじめに

横浜市保健所では、安全で快適な市民生活を確保するため、毎年度、「横浜市環境衛生業務実施計画」を策定し、業務を実施しています。

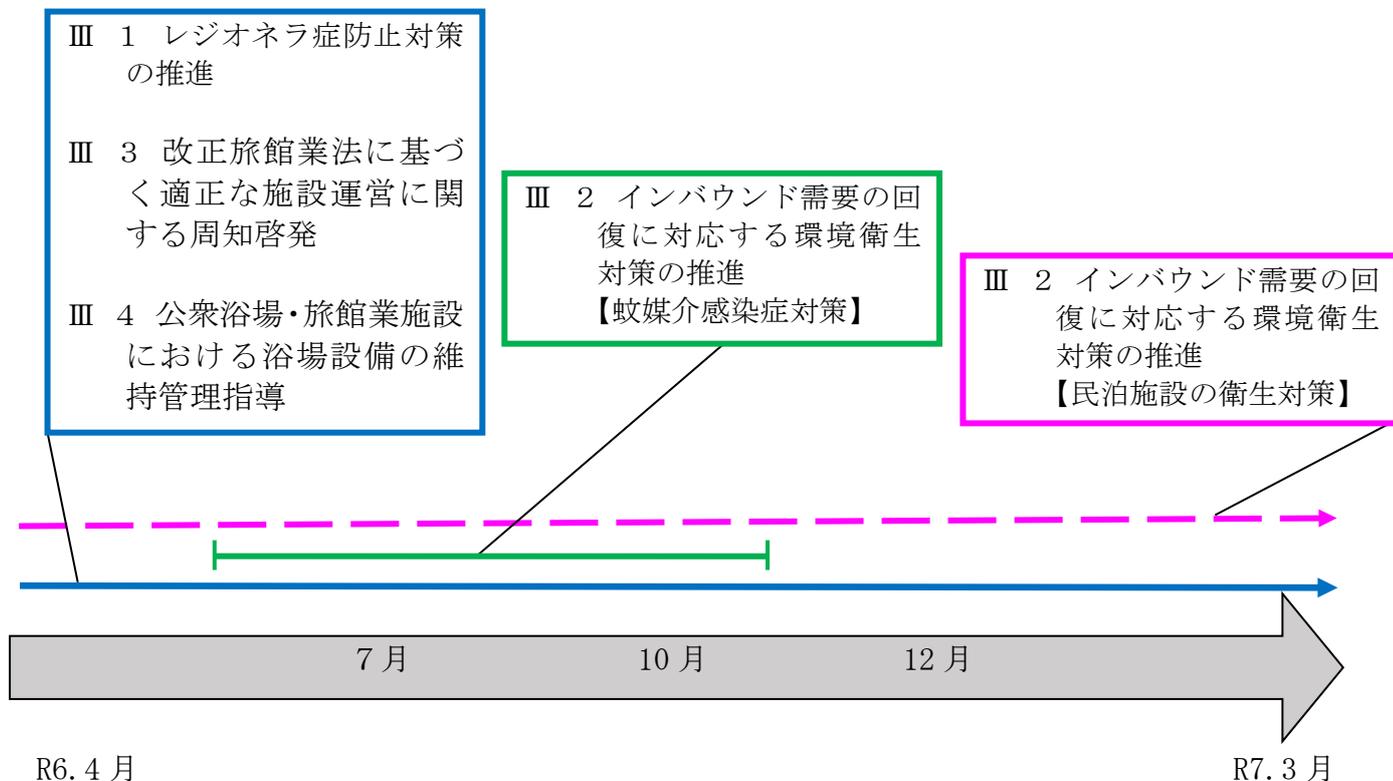
令和6年度は、「レジオネラ症防止対策の推進」、「インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進」、「改正旅館業法に基づく適正な施設運営に関する周知啓発」、「公衆浴場・旅館業施設における浴場設備の維持管理指導」を重点取組事項としました。これら重点的な取組に加え、市民の皆様の日常生活に密接な関係のある理容所、美容所、クリーニング所への監視指導、住まいの衛生やねずみ・衛生害虫等に係る相談対応を行いました。

令和6年度の業務実施計画に基づく実施結果についてお知らせします。

II 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

<主な取組>



III 重点取組事項

1 レジオネラ症防止対策の推進

「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」及び「横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針」に基づく適切な施設の維持管理を推進するため、施設への立入調査を実施し、必要な指導・啓発を行いました。

(1) 病院への立入調査・配管等の確認指導

前年度から引き続き、中央循環式給湯設備を有する病院へ周知啓発を行うと共に、給湯設備の配管図面保管状況や設備の維持管理状況について確認し、必要に応じて改善に向けた指導及び助言を行いました。また、前年度までに改善すべき管理状況が確認された病院については、その後適切な対策が行われているか、継続して確認を行いました。

表1 病院への立入調査・啓発件数（延べ施設数）

内容	施設数
立入件数	87
啓発件数	120

(2) 社会福祉施設への立入調査・配管等の確認指導

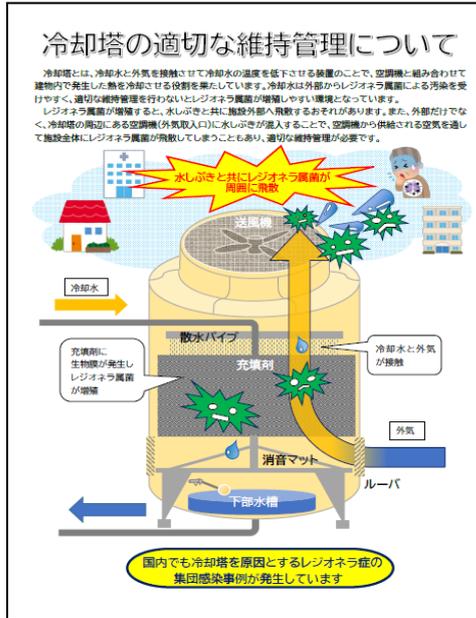
病院に加え、中央循環式給湯設備を有する社会福祉施設に対しても、給湯設備の配管図面保管状況や設備の維持管理状況について確認し、必要に応じて改善に向けた指導及び助言を行いました。

表2 社会福祉施設への立入調査・啓発件数（延べ施設数）

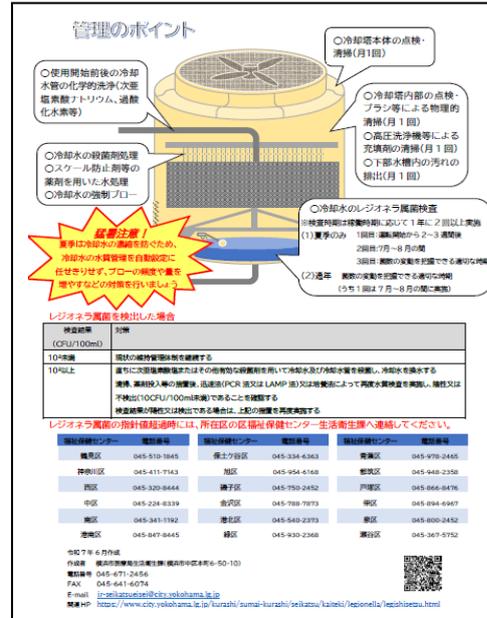
種類	対象施設数	立入件数	啓発件数	
社会福祉施設	特別養護老人ホーム	167	179	256
	介護老人保健施設	81		
	有料老人ホーム	278		
	ショートステイセンター	12		
	その他	190		

(3) チラシ等を用いた冷却塔や追いだき機能付浴槽レジオネラ症防止対策の啓発・指導

国内で発生した冷却塔が原因と考えられる集団発生事例や、市内で散見される追いだき機能付浴槽を原因設備とした患者発生事例をふまえ、それら設備の適切な維持管理方法について、ホームページ等により施設管理者や市民に向けた啓発を行いました。また、冷却塔を利用する公共施設等を中心に立入調査を行い、基準値超過や管理不良を把握した際は、チラシ等を用いた維持管理方法の啓発、改善指導を行いました。



(表)



(裏)

啓発用チラシ「冷却塔の適切な維持管理について」

(4) 通所施設等へのレジオネラ症防止対策の啓発

デイサービス施設等でのレジオネラ症を防止するために、健康福祉局介護事業課及び監査課がそれぞれ主催する施設管理者向け集団指導講習会にて、資料や動画を用いてレジオネラ症を防止する上での設備管理のポイントについて周知啓発しました。



浴槽設備
給湯設備
冷却塔
加温装置

シャワーヘッド

管理のポイント

- ・定期的に通水し、お湯が溜まらないようにする
- ・スポンジやブラシを使って表面を清掃する
- ・部品を取り外せる場合は分解し、消毒薬に漬け置きするなど、内部の汚れを取り除く

追いだし機能付浴槽

管理のポイント

- ・利用者ごとに換水する
- ・ぬめりが生じないよう、洗剤やスポンジを使って清掃する
- ・追いだし配管は洗浄剤等を利用し、定期的に汚れを排出する
- ※メーカーの取扱説明書を確認しましょう

集団指導講習会資料

2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進

【蚊媒介感染症対策】

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱、ウエストナイル熱などの輸入感染症※¹や日本脳炎など様々な種類があります。

このような蚊媒介感染症を予防するため、市民の皆様に向けて蚊媒介感染症に関する周知・啓発を行いました。また、感染リスクの把握のため、蚊媒介感染症のサーベイランス※²事業、職員向けに蚊媒介感染症発生時の対応訓練及び蚊の生息調査方法のひとつである人おとり法の実地訓練を実施しました。

※1 日本国内に存在しない、または発生が少なく流行していない病原体が海外から持ち込まれることで発生する感染症

※2 感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること

(1) 蚊媒介感染症の予防に関する周知・啓発

蚊媒介感染症の防止には蚊を増やさない・蚊に刺されない対策の継続的な実施が重要であることから、市営地下鉄車内のデジタルサイネージ、チラシ、ホームページ等を活用し市民の皆様へ広く啓発を行いました。



啓発用チラシ及びサイネージ

(2) 蚊媒介感染症サーベイランス事業

蚊の生息状況を把握するとともに、蚊媒介感染症のウイルスを保有する蚊が生息していないかを調査するため、市内の公園等で蚊の捕獲を行い、蚊媒介感染症ウイルスの保有状況について調査を行いました（表3）。

調査の結果、捕獲された蚊から蚊媒介感染症ウイルスは検出されませんでした。

実施時期：令和6年5月中旬から10月中旬まで

実施回数：計198回

調査地点数：市内公園等22か所

(CDCライトトラップ法：22か所（22定点）、延べ198ポイント

人おとり法：1か所（3定点）

表3 蚊の生息状況調査結果（CDC ライトトラップ法）（令和2年度～令和6年度）

調査年度	調査期間	調査地点	調査期間	捕獲蚊		デングウイルス等※ ¹
				種類	全捕獲数	
令和2年度※ ²	5～10月	8	12週	4属7種	2,821	全て不検出
令和3年度	5～10月	24	22週	7属12種	8,404	
令和4年度	5～10月	22	22週	7属12種	8,134	
令和5年度	5～10月	22	22週	7属12種	9,511	
令和6年度	5～10月	22	22週	7属12種	11,702	

※1 フラビウイルス属(デングウイルス、ジカウイルス、ウエストナイルウイルス、日本脳炎ウイルス)及びチクングニアウイルス

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により調査期間及び規模を縮小して実施

蚊の生息状況調査方法について

蚊のサーベイランス事業では、2つの調査方法により、蚊成虫の生息状況を調査しました。「CDC ライトトラップ法」は全ての調査地点で実施し、「人おとり法」は山下公園で実施しました。



CDC ライトトラップ法

- ・装置を夕方から翌日午前中まで設置
- ・その地点にいる蚊の種類相の調査に適している



人おとり法

- ・調査者が捕虫網を足元で8分間振り蚊を採取する方法
- ・短時間で調査が可能
- ・昼間に活動するヒトスジシマカ等の調査に適している

(3) 蚊媒介感染症発生時対応訓練

デング熱やジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症の市内感染症例が発生した場合、推定感染地等の蚊の生息状況を把握することにより感染拡大リスクを判断し、リスクに応じた対策を迅速に講じる必要があります。

そのため、市内で蚊媒介感染症患者が発生したことを想定した机上訓練を実施するとともに、国立感染症研究所が推奨する蚊の生息調査法である人おとり法（8分間スイーピング法）の手技や蚊の種類同定方法の知識を身に付けることを目的とした職員向けの実地訓練を行いました。

【民泊施設の衛生対策】

住宅の全部又は一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊を行う場合は、住宅宿泊事業法により、施設の届出や宿泊者の衛生や安全の確保等の措置が義務付けられています。

インバウンド需要の回復に伴い、国内外における往来が増加・回復するとともに、住宅宿泊事業届出住宅の新規の届出・相談が増加しています。

住宅宿泊事業法に基づき立入検査を実施し、届出内容及び事業の実施内容を確認しました。不備があった場合は、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

(1) 新規届出相談対応

新規の届出等に関する相談対応として 543 件の対応を実施しました。

(2) 定期報告の適正な実施の確認

2か月に1回の定期報告を実施していない施設に対し、延べ347回（重複施設あり）電子メール、電話及び立入検査による指導を行いました。

(3) 180日制限を超過して宿泊させていると疑われる届出住宅への立入検査の実施

180日制限を超過して宿泊させていると疑われる届出住宅数は延べ22件でした。なお、180日制限を超過していることが確認された住宅はありませんでした。

(4) 届出内容及び事業実施内容の確認

立入等検査実施時期：令和6年4月～令和7年3月まで

立入等件数：97件

確認項目：標識の掲示、宿泊者名簿の備え付け、

外国人観光旅客への対応、レジオネラ症防止対策等

主な不適事項：標識の掲示が適切に行われていない、

宿泊者名簿の記載内容が適切でない等

横浜市内届出住宅件数：234件（令和7年3月末現在）

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business	
	
【届出済】 CERTIFIED	
届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

横浜市長

住宅宿泊事業者が届出住宅に掲示する「標識」例

3 改正旅館業法に基づく適正な施設運営に関する周知啓発

令和5年の旅館業法改正により、旅館業営業者は、宿泊者等に対して特定感染症※の感染防止に必要な協力等を求めることができるようになりました。また、営業者が宿泊を拒否できる事由が改正されるとともに、宿泊者の状況等に配慮してみだりに宿泊を拒むことがないようにすることが新たに規定されました。これらについて適切に対応できるよう、営業者は従業員に対して研修の機会を与えることが努力義務として規定されました。また、宿泊者名簿の記載事項が改正されました。

これら改正旅館業法の内容について営業者へ周知・啓発を行うため市内旅館業施設に立入り、必要に応じて是正の指導を行いました。

(※特定感染症…感染症における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。)

(1) 立入施設数

213 施設 (内訳：旅館・ホテル営業 166 施設、簡易宿所営業 47 施設)

(2) リーフレット等配布数

「旅館業法改正リーフレット」配布延べ数 137 枚

「ガイドライン概要」配布延べ数 136 枚



チラシ「旅館業法改正リーフレット (抜粋)」(左)、「ガイドライン概要 (抜粋)」(右)

(3) 指導内容及び件数

宿泊者名簿に関すること (記載事項、保管状況等の不適) 30 件

宿泊拒否に関すること (理由、記録等の不適) 9 件

従事者研修に関すること (未実施) 29 件

IV 監視指導業務

1 営業関係施設

環境衛生営業施設の立入検査を実施し、施設の衛生管理状況等の確認を行いました(表5)。管理の不備があった場合は、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

表5 環境衛生営業施設の監視指導件数

業種	対象施設数	監視施設数(延べ件数)
旅館・ホテル	401	229
興行場	98	55
公衆浴場	293	246
理容所	1,547	362
美容所	5,014	742
クリーニング所	1,358	418
化製場・死亡獣畜取扱場	2	1
家畜及び家禽舎	220	66
産あい物処理業	1	0
温泉利用許可施設	60	78
プール・海水浴場	147	118
合計	9,141	2,315



公衆浴場



興行場

2 特定建築物・建築物登録業の監視指導

多くの人を利用する大規模なオフィスビルやショッピングセンターなどのうち、建築物衛生法※により衛生的な環境を保つための管理が義務付けられている施設(特定建築物)を対象に、立入検査を実施しました(表6)。また、清掃や空気環境測定等の維持管理を行う専門の事業者(建築物登録業)の事業所に立入検査を行いました。

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

表6 特定建築物・建築物登録業の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数 (延べ施設数)	監視結果(主な不適事項)
特定建築物	1,499	391	<ul style="list-style-type: none">・空気環境測定結果(二酸化炭素含の有率・相対湿度・温度等)が基準を満たしていない・加湿装置及び排水受けの点検・清掃が十分でない
建築物登録業	448	90	<ul style="list-style-type: none">・業務に使用する機械器具の台帳が整備されていない・従事者の研修が適正に実施されていない

特定建築物とは？

特定建築物とは、多数の方が利用する建築物のうち、建築物衛生法で定める床面積以上※の大きさの、百貨店・オフィスビル・図書館等の大規模な施設のことです。

※ 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などの用途に用いられる部分が3,000㎡以上(第1条学校等(*)では8,000㎡以上)

(*:第1条学校等とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のことをいいます。)



建築物登録業とは？



建築物登録業とは、建築物の環境衛生上の維持管理(清掃、空気環境測定、排水管清掃など)を行う事業者のうち、従事者の資格や使用機器等、建築物衛生法で定める一定の要件を満たしており、横浜市長の登録を受けている事業者をいいます。

3 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導

専用水道とは、地下水や水道水を利用した大規模なマンションやビルに給水する水道施設のことです。また、簡易給水水道とは、地下水を利用する水道施設のうち専用水道以外の施設のことです。近年、専用水道や簡易給水水道を設置する施設の種類も商業施設や社会福祉施設、スポーツ施設など多様化しています。専用水道及び簡易給水水道の日常的な維持管理や定期の水質検査が適切に行われているかを確認することで、水質悪化による健康被害を防止するため、立入検査を実施しました（表7）。

表7 専用水道及び簡易給水水道の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数（延べ施設数）
専用水道	132	80
簡易給水水道	7	5

(1) 専用水道・簡易給水水道の立入検査

市内専用水道及び簡易給水水道、延べ85施設に立入検査を実施し、施設等の変更の有無や消毒剤等の薬剤の管理が適切に行われているか確認し、適切な維持管理を指導しました。

(2) 受水槽施設に対する指導

受水槽とは、マンションや事務所ビルに設置されている飲料水を貯めておくタンクのことです。維持管理を怠ると、飲料水が汚染され、健康被害を招く恐れがあるため、法律や条例で定期的な清掃や管理状況検査の受検などが義務付けられています。

受水槽が設置されている水道施設は、受水槽の有効容量（貯められる水の量）や設置形態などによって分類され、それぞれ管理基準が定められています（表8）。

表8 受水槽が設置されている水道施設の種類及び管理基準

種別	受水槽の有効容量及び設置形態等 (設置件数：令和7年3月末現在)	必要な管理	
		受水槽の清掃	管理状況検査等
簡易専用水道	10m ³ 超 (5,820件)	毎年1回以上定期に実施すること	管理状況検査を毎年1回以上定期に受検すること
小規模受水槽水道	8m ³ 超 (810件)		
	8m ³ 以下 (地下式：294件)		自己点検を実施すること
	8m ³ 以下 (床上式・ビルピット式：5,446件)		

(3) 管理状況検査の受検指導

管理状況検査の受検義務があるにもかかわらず受検していない受水槽の設置者に対して、管理状況検査を受検するよう指導を行いました（表9）。令和6年度の受水槽種別ごとの受検施設数及び受検率は表10のとおりでした。

表9 管理状況検査の受検指導実施状況

種別		指導対象施設数 (令和6年度 未受検施設) (A)	受検 施設数 (B)	廃止等 施設数 (C)	未受検 施設数 (A)-(B) -(C)	受検率(%) (B/(A-C))
簡易専用水道		394	143	35	216	39.8
小規模 受水槽 水道	有効容量8m ³ 超	85	24	8	53	31.2
	有効容量8m ³ 以下 (地下式)	109	14	7	88	13.7

表10 管理状況検査の受検施設数及び受検率

種別		施設数※	受検 施設数	受検率 (%)
簡易専用水道		5,820	5,389	92.6
小規模 受水槽 水道	有効容量8m ³ 超	810	707	87.3
	有効容量8m ³ 以下 (地下式)	294	175	59.5

※受検義務のある施設

(4) 受水槽施設への立入検査

管理状況検査の結果、不適事項があった受水槽施設に立入検査を実施し、改善措置を行うよう指導しました（表11）。また、必要に応じて直結給水方式（受水槽に飲料水を貯めず、水道管から直接給水する方式）へ切り替えるよう助言しました。

表11 受水槽施設の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数（延べ施設数）
簡易専用水道	5,820	569
小規模受水槽水道	6,550	137
合計	12,370	706



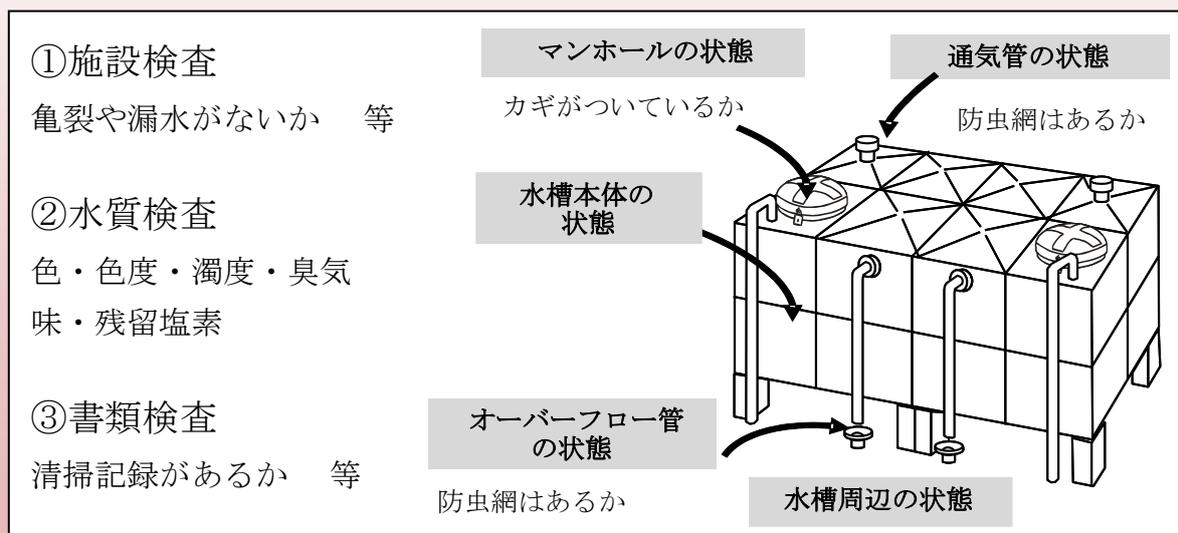
管理状況検査とは？

管理状況検査とは、受水槽の亀裂や漏水の有無などの水槽の状態や、ゴミが無いかなどの水槽周囲の状況、マンホールや防虫網の確認、簡易な水質検査などといった、受水槽の総合的な管理状況を確認する検査です。

検査は、専門的な知識を持つ検査員が行います。

受検義務のある受水槽の設置者の方は、毎年1回以上定期的にこの検査を受けなければなりません。

受水槽管理状況検査の検査項目



(5) 小規模な受水槽の設置者に対する自己点検の実施及び報告の指導

受水槽の外壁が外部からすべて点検でき、有効容量が8 m³以下のものは、専門の検査機関による管理状況検査受検の義務付けはありませんが、設置者が自ら受水槽の状態を点検し、点検結果を横浜市へ報告することが義務付けられています。このことについて、受水槽の設置者に改めて周知し、自己点検結果を報告するよう指導を行いました（表12）。

表12 小規模受水槽水道（地下式を除く8 m³以下）の自己点検結果報告状況

対象施設数	報告施設数 [※]
5,446	799

※自己点検の代わりに市長の指定する検査機関の検査を受けた施設を含む

(6) 飲料水健康危機管理対応調査

受水槽施設の水質異常を原因とする健康被害が懸念される事故の発生はありませんでした。

4 家庭用品の試買検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質の含有量等の基準が定められた家庭用品について、一般に流通している製品の安全性をチェックするため、試買検査を実施しました（令和6年6月から11月まで）。

令和6年度は23件の販売店に立ち入り、繊維製品（ベビー服、えり飾り等）54検体、革製品1検体、家庭用化学製品（住宅用洗剤、家庭用エアゾル製品等）9検体、合計64検体の試買検査を行った結果、基準に違反している製品はありませんでした。

5 住宅宿泊事業届出住宅の監視指導

詳細は、「Ⅲ 重点取組事項」の「2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進【民泊施設の衛生対策】p.7」をご覧ください。

V 感染症対策業務

1 レジオネラ症防止対策

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（微細な水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において四類感染症に指定されており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出ることが義務付けられています。人から人へは感染しませんが、特に高齢者が感染しやすく、市内でも毎年数十人の患者が発生しており、過去には死亡例も報告されています。

レジオネラ属菌は、自然環境中に広く存在している細菌ですが、循環式浴槽や給湯設備など温水が循環・停滞する設備に入り込むと増殖しやすいため、これらの設備の衛生管理を適切に行い、レジオネラ属菌の増殖を防ぐことが重要です。

(1) レジオネラ症患者発生時の対応

令和6年度は市内医療機関から44件のレジオネラ症患者の発生届出があり（表13）、また、他自治体からレジオネラ症患者発生に伴う調査依頼が8件ありました。

発生届出のあったレジオネラ症患者は高齢者が多い傾向があり、特に年齢層では80代が多く、性別では男性が多く見られました（図1）。患者発生時対応として、感染原因究明、感染拡大防止のため、感染症担当部署と連携して患者行動履歴の調査、患者利用施設の調査を行いました。

患者が使用した入浴設備など、感染源の疑いがある設備を対象にレジオネラ属菌の検査を行い（表14）、浴槽水等からレジオネラ属菌が検出された場合は、設備の清掃・消毒の実施や維持管理方法の改善を指導助言しました。

表13 レジオネラ症患者発生届出件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
40	38	49	51	44

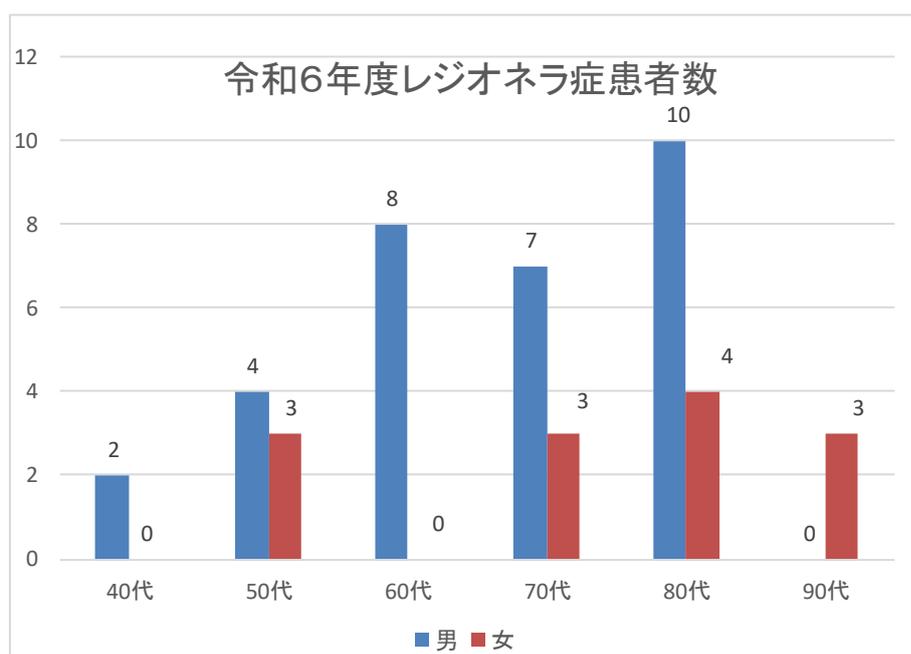


図1 性別・年代別レジオネラ症患者数（令和6年度）

表 14 レジオネラ属菌検査件数（延べ施設数）

	検査施設数	レジオネラ属菌 検出施設数
自宅	21	8
公衆浴場	2	1
社会福祉施設	14	1
その他	4	0
合計	41	10

(2) 社会福祉施設等へのレジオネラ症防止対策

詳細は、「Ⅲ 重点取組事項」の「1 レジオネラ症防止対策の推進（p.3～4）」をご覧ください。

(3) レジオネラ症に関する市民の皆様への周知・啓発

ア 家庭向けパンフレットの配布

家庭におけるレジオネラ症防止対策についてのパンフレットを各区生活衛生課の窓口で配布しました。また、パンフレットをホームページに掲載し、広く周知・啓発を行いました。

イ 施設管理者向けパンフレットの配布

設備管理上のレジオネラ症防止対策のポイントについてまとめたパンフレットを施設管理者へ配布しました。



周知・啓発用パンフレット（左：家庭向け 右：施設管理者向け）

2 蚊媒介感染症対策

詳細は、「Ⅲ 重点取組事項」の「2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進【蚊媒介感染症対策】(p.5～6)」をご覧ください。

VI 環境衛生関係の相談対応や啓発

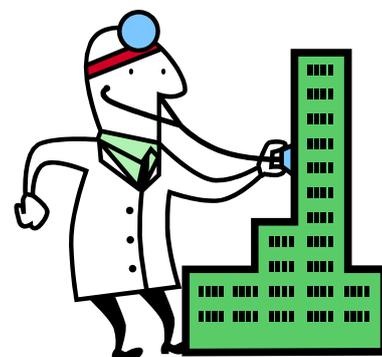
1 生活環境に関する相談

シックハウス症候群^{*}やダニ、カビ、結露など住まいに関する市民の皆様からの相談に対応しました(表15)。

また、区役所の両親教室等で住まいの衛生に関する講習会を実施しました(24回実施、受講436人)。

表15 住まいの衛生に関する相談件数

相談内容	相談件数
シックハウス症候群 (ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物)	6
ダニ・ダニアレルゲン	6
結露・カビ	6
その他	25
合計	43



※ 新築・改築後に建材等から発生する化学物質により、居住者が様々な体調不良を起こすこと

2 ねずみ・昆虫等の相談

スズメバチやねずみ、その他の衛生害虫について、市民の皆様からの相談に対応しました(表16)。

中でも、ハチの巣に関する相談が最も多く、令和6年度は3,315件の相談が寄せられました。相談に対応するため、「横浜市スズメバチ等対策実施要領」に基づき、自主駆除を希望される場合の防護服や駆除機材の貸出や適切な駆除方法の助言を行いました。



スズメバチ

表16 ねずみ・昆虫等に関する相談件数

相談内容	相談件数
スズメバチ	1,707
アシナガバチ	1,307
ミツバチ	76
その他ハチ	225
ねずみ	2,885
トコジラミ	316
その他衛生害虫等	1,848
合計	8,364

3 災害時の生活用水衛生対策

横浜市では災害発生時に上水道が復旧するまでの間、市内にある井戸の方々の生活用水（飲用以外）として活用できるよう、「災害応急用井戸」を指定しています。指定した災害応急用井戸については、水の清浄度を確認するため、定期的な簡易水質検査を実施しており、今年度は簡易水質検査を 656 件実施しました。

VII 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設の衛生状態を維持するには、構造設備基準及び衛生措置基準の遵守や社会情勢等にあわせた衛生管理が必要であるため、衛生意識の向上を図るとともに自主衛生管理を推進しました。

また、衛生管理状態が良好で環境衛生の向上に特に功労のあった施設を表彰しました。



VIII 調査・啓発事業

1 温泉実態調査

神奈川県からの依頼に基づき、温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉（41 か所）及び温泉利用施設（46 施設）について、実態を把握するため、温泉の利用量（揚湯量）及び利用状況の調査を行いました（令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで）。

2 海水浴場の水質等実態調査

神奈川県からの依頼に基づき、金沢区の「海の公園海水浴場」の水質調査を実施しました（令和 6 年 5 月及び 7 月）。

IX 今後の取組について

横浜市保健所では、理・美容所、ホテル、公衆浴場等の環境営業施設や特定建築物、受水槽施設の衛生管理指導の実施、レジオネラ症や蚊媒介感染症の発生・拡大防止に向けた指導啓発、衛生害虫による被害を防止するための相談対応等を通じて、市民の皆様への安心・安全確保に取り組んでいます。

横浜市では年間を通して様々なイベントが行われ市民の皆様だけでなく、訪日外国人観光客も増加しています。そのため、今後も外国からの輸入感染症例の多い蚊媒介感染症に関する市民の皆様に向けた啓発等を通じて蚊媒介感染症の感染拡大防止を図っていきます。

また、各施設への立入検査や維持管理指導で事業者の皆様と共に施設が適切に管理運営されることを目指します。特に市民生活に密着した施設である病院や社会福祉施設等における浴場設備や中央循環式給湯設備におけるレジオネラ症防止対策や各法令等の改正内容の周知・啓発などに取り組めます。

令和 5 年度から事業者の皆様が各福祉保健センター生活衛生課に届出・報告いただく一部の手続きについて、電子申請による受付を開始しています。今後も、事業者の皆様への利便性向上と負担軽減を図ることで適切に届出等を行っていただけるよう、対象となる手続きを拡大していきます。





令和6年度 横浜市環境衛生業務実施結果

編集・発行

横浜市医療局生活衛生課

発行年月

令和7年8月

TEL : 045-671-2456 FAX : 045-641-6074

メールアドレス : ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp
